

# くらしの安心情報

## 情報ファイル NO.59

平成 21 年 3 月 11 日

スーパー - の無料招待バス旅行で立ち寄った店で申し込んだ開運の印鑑。高額であり解約したい！

### 被害内容

【相談者 60 代女性】

3 日前、スーパーの無料招待バス旅行で立ち寄った店で、事前に伝えられていなかった無料の運勢占いを受けることになりました。夫と自分の性格を言い当てられた後、息子の仕事がうまくいかない原因が自分達にあると言われ、開運のための印鑑(5万円)を勧められました。申し込みましたが、高額なので解約したい…。

### 対処方法

これは、無料招待バス旅行で立ち寄った店で、思ってもいなかった高額な商品を契約させられた事例です。

- ・ このような販売目的を隠して展示コーナー等に誘いこむ勧誘方法は、訪問販売に該当しますので、クーリング・オフ(契約書面を受取ってから8日間)ができます。
- ・ 相談者には、クーリング・オフ通知を出すよう助言しました。
- ・ クーリング・オフ期間が過ぎていても、勧誘方法や契約内容に問題があれば解約できる場合があります。
- ・ この事例のように、旅先で予期しない高額な商品を勧められた場合は、注意しましょう。
- ・ 万一、トラブルになったら一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、消費生活センターにご相談ください。

運が上がるニャン！



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局:富山県消費生活センター)

ご相談は…

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)